

一般社団法人 日本認知症予防学会 認知症予防専門医制度委員会規則

【総則】

第1条 定款第5条第4項に基づき、日本認知症予防専門医の認定と育成を目的に、認知症予防専門医制度委員会（以下、「委員会」とする）を置く。

【構成】

第2条 委員会は、委員長1名、副委員長2名、委員若干名で構成する。

2 委員長は理事会において理事の中から選出する。

3 副委員長は委員の互選により選任する。

4 委員は理事会の議に基づき、会員の中から理事長が委嘱する。

【任期】

第3条 委員長、副委員長、委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

【委員会】

第4条 委員会は委員長が招集して議長となる。

2 委員会は、委員現在数の過半数の出席（委任状による出席を含む。）をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第5条 委員会は必要に応じて小委員会を置くことができる。

第6条 本委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

【規定の改廃】

第7条 この規定の改廃は、委員会の議を経て、理事会により行う。

【細則】

第8条 この規定の施行に必要な細則は、別に定める。

附則 この規則は、令和元年6月9日より施行する。

この規則は、令和2年10月4日より改正施行する。

一般社団法人 日本認知症予防学会 認知症予防専門医規則

第1章 総則

第1条 日本認知症予防学会（以下、「本学会」という）では、今後急増すると想定される認知症患者に対する診療、介護や福祉に関する社会的ニーズに対応するため、認知症予防活動を推進する医師の育成を目指し、認知症予防専門医教育セミナーを開講し、既定の要件を満たした者に対して認知症予防専門医を認定する。

第2章 認知症予防専門医制度委員会

第2条 認知症予防専門医を認定するため、認知症予防専門医制度委員会（以下「制度委員会」という）を設ける。

第3条 制度委員会は、認知症予防専門医認定の円滑な実施及び改善のための検討等を行い、必要事項について定めることができる。

第3章 認知症予防専門医の認定

第4条 認知症予防専門医の認定を申請する者は、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 日本国の医師免許証もしくは歯科医師免許証を有すること。
- (2) 申請時において、本学会会員歴が2年以上であること。なお、会員歴は年度単位で計算する。
- (3) 認知症に関する実診療歴が3年以上あること。
- (4) 本学会の指定する修得単位数を有すること。なお、単位数等については細則に定める。
- (5) 本学会の会員であること。

第5条 認知症予防専門医の認定審査を希望する者は、次の各号に定める申請書類を本学会に提出しなければならない。

- (1) 認知症予防専門医認定申請書
- (2) 実診療歴証明書
- (3) 単位証明書

第6条 認知症予防専門医の審査は、制度委員会において書類審査を実施する。

第7条 制度委員会は、審査結果を理事会に報告するとともに、認知症予防専門医の認定を行う。

第8条 制度委員会が認知症予防専門医として認定し、認定料を納めた者に対して、本学会は認知症予防専門医認定証を交付し、認知症予防専門医名簿に登録し、氏名等を本学会ホームページにて公表する。

第9条 認定に係る認知症予防専門医認定料は30,000円とする。なお、既納の認定料はいかなる理由があっても返還しない。

第10条 認知症予防専門医認定の有効期間は、交付の日より5年間とする。

2 第4条の規定によって、その資格を喪失したときはその限りではない。

第4章 認知症予防専門医の認定更新

第11条 本学会の認定を受けた認知症予防専門医は、認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。

第12条 認知症予防専門医認定更新申請者は、次の各号を全て満たさなければならない。

- (1) 本学会の指定する修得単位数を有する事。なお、単位数については細則に定める
- (2) 本学会の会員である者

第13条 認知症予防専門医認定更新申請者は、次の各号に定める申請書類を更新料とともに本学会に提出しなければならない。

- (1) 認知症予防専門医認定更新申請書
- (2) 単位証明書

第14条 更新に係る費用は20,000円とする。なお、既納の更新料はいかなる理由があっても返還しない。

第5章 認知症予防専門医の資格喪失

第15条 認知症予防専門医は、次の各号の理由により、制度委員会の議決を経て、認知症予防専門医の資格を喪失する。

- (1) 認知症予防専門医の資格を辞退したとき
- (2) 認知症予防専門医の認定更新をしなかったとき

(3) 規則第12条に定める認定更新要件を満たさないと制度委員会が判断したとき

第16条 認知症予防専門医としてふさわしくない行為があったときは、制度委員会の審議を経て、理事長が認知症予防専門医の認定を取り消すことがある。ただし、制度委員会は弁明する機会を与えなければならない。

第6章 規則の変更

第17条 この規則の変更については、制度委員会の議を経て理事会で議決するものとする。

附則

この規則は、令和2年10月4日から施行する。

一般社団法人 日本認知症予防学会 認知症予防専門医規則細則

第1条 日本認知症予防学会認知症予防専門医規則（以下、規則とする。）第4条および第12条に基づき、細則を定める。

第2条 規則第4条4の規定に定める基準は、次の各号に定める所定の単位を付与することによって算定し、その合計が30単位以上でなければならないものとする。

- (1) 日本認知症予防学会学術集会時に開催される認知症予防専門医教育セミナー受講及び小テスト合格 10単位
- (2) 日本認知症予防学会主催の認知症予防専門医教育セミナー受講及び小テスト合格 5単位
- (3) 基本領域認定医資格保持 10単位
- (4) 地域医療貢献実績保持 5単位

第3条 規則第12条1の規定に定める基準は、次の各号に定める所定の単位を付与することによって算定し、その合計が30単位以上でなければならないものとする。

- (1) 日本認知症予防学会学術集会参加 10単位
- (2) 日本認知症予防学会主催の認知症予防専門医教育セミナー受講及び小テスト合格 5単位
- (3) 日本認知症予防学会学術集会時に開催される認知症予防専門医教育セミナー受講及び小テスト合格 10単位
- (4) 日本認知症予防学会学術集会時に開催される認知症予防専門医スキルアップセミナー受講 10単位
- (5) 日本認知症予防学会支部主催の講演会・講習会受講 3単位
- (6) 認知症診療技術向上委員会の事前承認を得て公表された講習会参加（別途細則を定める） 2単位

第4条 認知症予防専門医教育セミナー・認知症予防専門医スキルアップセミナーの講師を担当した場合は認定更新の単位を免除する。

第5条 この細則の変更については、認知症予防専門医制度委員会又は認知症診療向上委員会の議を経て理事会で議決するものとする。

附則

この細則は、令和2年10月4日から施行する。

この細則は、令和3年6月23日より改正施行する。